

三十四 第 64 条～第 65 条の 2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後					改 正 前				
(収用証明書の区分一覧表)					(収用証明書の区分一覧表)				
64(4)－1					64(4)－1				
別表 1 収用証明書の区分一覧表					別表 1 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
④1			措置法規則 14条 5 項 5 号の 4		④1			措置法規則 14条 5 項 5 号の 3	
④2			措置法規則 14条 5 項 5 号の 5		④2			措置法規則 14条 5 項 5 号の 4	
④3			措置法規則 14条 5 項 5 号の 6		④3			措置法規則 14条 5 項 5 号の 5	
(廃 止)					④5 の 2 特定被災区域 (※ 1) 内において都市計画法第 4 条第 15 項に規定する都市計 画事業に準ずる事業として 行う一団地の津波防災拠点	当該事業が国土交通大臣の 定める一団地の津波防災拠 点市街地形成施設の整備に 関する事業に係る基準に該 当するこれに準ずる事業で	国土交通大臣 (当該事業 の施行者が市町村である 場合には、道県知事)	措置法 64 条 1 項 2 号、 65 条 1 項 1 号 措置法規則 14 条 5 項 4 号の 8	※ 1 「特定被災区域」 とは、東日本大震災復興 特別区域法第 4 条第 1 項 に規定する特定被災区域 をいう。 ※ 2 集団移転促進事業は、 当該集団移転促進事業に 関する事項が東日本大震災 復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域 をいう。

改 正 後					改 正 前				
					<u>市街地形成施設の整備に関する事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第2項第3号ロに掲げる集団移転促進事業（※2）と併せて行うものに限る。）のために土地及び当該土地の上に存する資産が買収された場合（※3）</u>	<u>ある旨の証明（当該証明に記載されているその証明の日が平成31年3月31日以前であるものに限るものとし、代行買収（※4）の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）</u>			<u>興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。</u> <u>※3 施行者は、国又は地方公共団体である。</u> <u>※4 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該事業のための土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。</u>
48の2	イ			※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。 ※2 ※3 「代行買収」と	48の2	イ			※1 「特定被災区域」については、45の2の「備考」欄の※1参照。 ※2
	ロ					ロ			
	(※3)					(45の2の「備考」欄の※4参照).....			
									

改 正 後					改 正 前				
				は、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該事業のための土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。					
48の3	(イ) …… (ロ) …… ……48の2 ……※3… …	………	措置法規則 14条5項4 号の8	………	48の3	(イ) …… (ロ) …… ……45の2 ……※4… …	………	措置法規則 14条5項4 号の9	………
<u>49の2</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づいて収用することができる資産で、同法第32条第1項の裁定があった場合において、当該資産が収用され又は買い取ら					(新 設)				
当該裁定をした旨の証明									
当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事									
措置法64条1項1号・2号、65条1項1号 措置法規則14条5項5号の3									

改 正 後					改 正 前				
れたとき									
⑤①					⑤①				
措置法規則 14条5項5 号の9					措置法規則 14条5項5 号の8				
⑤②					⑤②				
措置法規則 14条5項5 号の10					措置法規則 14条5項5 号の9				
⑤③					⑤③				
措置法規則 14条5項5 号の11					措置法規則 14条5項5 号の10				
⑤③の2					⑤③の2				
措置法規則 14条5項5 号の12					措置法規則 14条5項5 号の11				
⑤③の3					⑤③の3				
措置法規則 14条5項5 号の13					措置法規則 14条5項5 号の12				
⑥④					⑥④				
※ ……④④、④⑤又は……					※ ……又は④④から④⑤の 2まで及び……				

改 正 後					改 正 前				

三十五 第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
（代行買収における証明書の発行者） 65 の 2－13 <u>第 5 号の 12、第 5 号の 13</u> <u>第 5 号の 12、第 5 号の 13</u>					（代行買収における証明書の発行者） 65 の 2－13 <u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u> <u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u>				

三十六 第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表） 65 の 3－4 別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表） 65 の 3－4 別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
①	(イ) <u>旨</u> (ロ) <u>応じ</u> A				①	(イ) <u>こと</u> (ロ) <u>応じ</u> A			

改 正 後					改 正 前				
	B					B			
③の2	応じ..... (イ) (ロ)				③の2	応じ..... ... (イ) (ロ)			
④、地方独立 行政法人(※2) 又は文化財保護 法第192条の2 第1項に規定す る文化財保存活 用支援団体(※ 3)に買い取ら れる場合(当該 文化財保存活用 支援団体に買い 取られる場合に は一定の場合 (※4)に限る。)	次に掲げる場 合の区分に応 じそれぞれ次 に掲げる書類 (イ) 措 置 法 令第39条の 4第4項第 1号に規定 する土地が 文化財保存 活用支援団 体に買い取 られる場合 当該土地 の買取りを する者が当 該文化財保 存活用支援 団体に該当 する旨及び 当該土地の	当該文化財保 存活用支援団 体の指定をし た市町村の教 育委員会が置 かれている当 該市町村の長		※1 ※2 ※3 文化財保存活用 支援団体は、公益社 団法人(その社員総 会における議決権の 総数の2分の1以上 の数が地方公共団体 により保有されてい るものに限る。)又は 公益財団法人(その 設立当初において拠 出をされた金額の2 分の1以上の金額が 地方公共団体により 拠出をされているも のに限る。)であつ て、その定款におい て、その法人が解散 した場合にその残余 財産が地方公共団体	④又は地方独 立行政法人(※ 2)に買い取ら れる場合.....	当該土地を買 い取ったもの である旨を証 する書類	当該土地の買 取りをする者		※1 ※2

改 正 後					改 正 前				
	買取りが措置法令第39条の4第4項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類 (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 当該土地を買い取ったものである旨を証する書類	当該土地の買取りをする者		又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※4 「一定の場合」とは、次に掲げる要件を満たす場合をいう。 (イ) 当該文化財保存活用支援団体と地方公共団体との間で、その買い取った土地の売買の予約又はその買い取った土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。 (ロ) その買い取った土地が、文化財保護法第192条の2第1項の規定により当該文化財保存					

改 正 後					改 正 前				
				<u>活用支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であること。</u> <u>(ハ) 文化財保護法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事業（地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。</u>					

三十七 第 65 条の 4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後					改 正 前				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 4-17					65 の 4-17				
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③					③				
.....令和 2 年 12 月 31 日.....					平成 32 年 12 月 31 日.....				
(イ)					(イ)				
(ロ)					(ロ)				
(ハ)					(ハ)				
(ニ)					(ニ)				
(ホ)					(ホ)				
(ヘ)					(ヘ)				
③ の 2					③ の 2				
.....令和 2 年 12 月 31 日.....					平成 32 年 12 月 31 日.....				
(イ)					(イ)				
(ロ)					(ロ)				
(ハ)					(ハ)				
(廃 止)					⑬ の ③ 食品流通構造改善促進法第 4 条第 4 項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第 2	(イ) 買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事	農林水産大臣	措置法 65 条の 4 1 項 13 号ハ 措置法規則 22 条の 5 1 項 16 号	※ 1 「特定法人」とは、食品流通構造改善促進法第 4 条第 4 項の規定による認定を受けた法人のうち、次に掲げる

改 正 後	改 正 前				
	<u>条第5項に規定する食品商業集積施設整備事業で次の要件を満たすものの用に供するために特定法人（※1）に買い取られる場合</u> <u>(イ) 当該事業が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであること。</u> <u>(ロ) 当該事業により整備される食品商業集積施設の用に供される土地の面積の合計が4,000㎡(当該事業が既設の小売市場（小売商業調整特別措置法第3条第1項に規定する小売市場及びこれに準ずるもので</u>	<u>業が左欄の(イ)から(ロ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書面</u> <u>(ロ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</u>	<u>当該土地等の買取りをする者</u>		<u>ものをいう。</u> <u>(1) 地方公共団体の出資に係る法人のうち、次の要件を満たすもの</u> <u>イ 当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額の3分の2以上が地方公共団体により所有され若しくは出資をされ、又は当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額の2分の1以上が一の地方公共団体により所有され若しくは出資をされていること。</u> <u>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上が中小食品販売業者又は食品販売事</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>次の要件に該当するものであることについて農林水産大臣の認定を受けたものをいう。）の整備に係るものである場合には、1,000㎡以上であること。</u> <u>A 一の建物（屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内に2以上の棟をなす建物を含む。）であつて、10以上の中小小売業者の事業の用に供されているものであること。</u> <u>B 当該建物内の店舗面積の大部分が中小食品</u> <u>業協同組合等（中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号又は第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であること。</u> <u>ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額の最も多い株主等が地方公共団体、中小食品販売業者又は食品販売事業協同組合等のいずれかであること。</u> <u>(2) 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公</u>

改 正 後	改 正 前				
	<u>販売業者の事業の用に供されるものであること。</u> <u>C 当該建物の敷地面積が500㎡以上であること。</u> <u>(ハ) その他の要件(※2)</u>				<u>共同体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</u> <u>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</u> <u>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</u>

改 正 後	改 正 前				
					ハ <u>その拠出を された金額の 3分の1を超 える金額が地 方公共団体に より拠出をさ れている公益 財団法人であ ること。</u> ニ <u>その拠出を された金額の 4分の1以上 の金額が一の 地方公共団体 により拠出を されている公 益財団法人で あること。</u> ※2 <u>その他の要件 は次のとおりであ る。</u> (1) <u>当該事業によ り整備される次 に掲げる施設の 用に供される土 地の面積と当該 施設の床面積と の合計面積(当該 施設の建築面積 を除く。)がそれ</u>

改 正 後	改 正 前				
					<u>ぞれ次に掲げる面積以上であること。</u> <u>イ 公共用施設</u> <u>… … 2,000 m²</u> <u>(当該事業が既設の小売市場の整備に係るものである場合にあっては、660m²)</u> <u>ロ 店舗用施設</u> <u>… … 3,000 m²</u> <u>(当該事業が既設の小売市場の整備に係るものである場合にあっては、1,000m²)</u> <u>(2) 当該事業により新たに設置される食品商業集積施設の用に供される土地の面積と当該施設の床面積との合計面積(当該施設の建築面積を除く。)に占める売場面積の割合が</u>

改 正 後					改 正 前				
									<u>2分の1以下であること。</u> (3) <u>当該売場面積の3分の2以上が中小売商業者の事業の用に供されるものであること。</u> (4) <u>食品商業集積施設をその事業の用に供する者の数が10以上であること及び当該者に占める食品販売業者の割合が3分の2以上であり、かつ、当該食品販売業者に占める中小売商業者の割合が3分の2以上であること。</u>
⑭			措置法規則 22条の5 1項16号		⑭			措置法規則 22条の5 1項17号	
(14の2)			措置法規則 22条の5 1項17号		(14の2)			措置法規則 22条の5 1項18号	

改 正 後					改 正 前				
⑮				措置法規則 22条の5 1項18号	⑮			措置法規則 22条の5 1項19号	
⑯				措置法規則 22条の5 1項19号	⑯			措置法規則 22条の5 1項20号	
⑰				措置法規則 22条の5 1項20号	⑰			措置法規則 22条の5 1項21号	
⑱				措置法規則 22条の5 1項21号	⑱			措置法規則 22条の5 1項22号	
⑲				措置法規則 22条の5 1項22号	⑲			措置法規則 22条の5 1項23号	
⑳				措置法規則 22条の5 1項23号	㉑			措置法規則 22条の5 1項24号	
㉑				措置法規則 22条の5 1項24号、19項	㉒			措置法規則 22条の5 1項25号、21項	
㉑の2					㉑の2				

改 正 後					改 正 前				
			措置法規則 22条の5 1項25号					措置法規則 22条の5 1項26 号、21項	
②②			措置法規則 22条の5 1項26号		②②			措置法規則 22条の5 1項27号	
②②の2)			措置法規則 22条の5 1項27号		②②の2)			措置法規則 22条の5 1項28号	
②③			措置法規則 22条の5 1項28号		②③			措置法規則 22条の5 1項29号	
②④			措置法規則 22条の5 1項29号		②④			措置法規則 22条の5 1項30号	
②⑤			措置法規則 22条の5 1項30号		②⑤			措置法規則 22条の5 1項31号	